

特定個人情報保護委員会（第22回）議事概要

- 1 日時：平成26年7月15日（火）14：00～15：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、手塚委員
其田事務局長、松元総務課長

4 議事の概要

- (1) 議題1：地方公共団体の中間サーバーに係る特定個人情報保護評価に関する概要の説明について

総務省から地方公共団体の中間サーバーに係る特定個人情報保護評価に関する概要について説明があった。

堀部委員長から「中間サーバーでは具体的にどのような情報が保有されることとなるのか。個人情報是一元管理されていないということを対外的にどのように示すことができるかを説明いただきたい」という旨の発言があった。これに対し総務省から「中間サーバー・プラットフォームについては完全に区分管理を行う。また、区分管理されたそれぞれの情報の管理は引き続き各地方公共団体が行うこととし、情報の分散管理を徹底していきたい」という旨の発言があった。

堀部委員長から「中間サーバー・プラットフォームの運用・保守の委託を受ける事業者と地方公共団体の役割分担について説明いただきたい」という旨の発言があった。これに対し地方公共団体情報システム機構から「中間サーバー・プラットフォームにおける中身のデータ自体は、各地方公共団体のみが管理を行う。委託事業者は、中間サーバー・プラットフォームのハードやソフトの運用のみを行い、中身のデータ自体にはアクセスできないようにする」という旨の発言があった。

手塚委員から「データの保管については、暗号化するなど情報セキュリティの安全性を高めるための措置をとるのか」という旨の発言があった。これに対し総務省から「データのやり取りの暗号化に加え、データベースそのものも暗号化する」という旨の発言があった。

手塚委員から「中間サーバーの機能停止等の不測の事態へのリスク対策はどうなっているか」という旨の発言があった。これに対し総務省及び地方公共団体情報システム機構から「東西2か所のセンターで相互にバックアップを取るというリスク対策を講ずる」という旨の発言があった。

阿部委員から「全国の地方公共団体が保護評価を行う際に、中間サーバーについて質問が出てくると思うが、対応の体制はどうなっているか」という旨の発言があった。これに対し総務省から「内閣官房や各省と協力し

て対応する。内閣官房が設けたサイトにおいて、地方公共団体からの質問への対応や必要な情報提供を行い、またメール等でのサポートも実施したい」という旨の発言があった。

(2) 議題2：特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（仮称）について

事務局から配布資料について説明があった。

手塚委員から「一般の方がガイドラインを読んで番号法が適用される部分と個人情報保護法が適用される部分とが分かるように工夫する必要がある」という旨の発言があった。これに対し堀部委員長から「別途、説明資料を作ることで対応できると思う」という旨の発言があり、事務局から「ガイドラインには具体例を盛り込み分かりやすい記載とする。また、別途Q&A集のようなものを用意したいと考えている」という旨の発言があった。阿部委員から「個人情報保護法に関する主務大臣のガイドラインと本ガイドラインの関係についても説明する必要がある」という旨の発言があった。これに対し事務局から「本ガイドラインにおいては、個人情報保護法において守るべきところと、番号法特有の守るべきところを明示的に区別して記載する」という旨の発言があった。

堀部委員長から「今後、特定個人情報の適正な取扱いについての説明会があると思うが、できるだけ分かりやすく説明し、理解促進を図る必要がある」という旨の発言があった。

ガイドラインの作成作業を引き続き進めていくこととなった。

(3) 議題3：その他について

事務局から番号法第9条第2項に基づく個人番号利用事務に関する調査結果等の概要について説明があった。調査結果を踏まえ、番号法第19条第14号に基づく委員会規則の検討を進めることとなった。

事務局から行政事業レビュー行動計画の改定案について説明があり、原案のとおり了承された。

事務局から第12回及び第13回委員会の議事概要案について説明があった。原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。

以上